

あきる野市教育委員会 11月定例会会議録

- 1 開催日 平成30年11月22日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時37分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程 日程第1 議案第32号 あきる野市指定天然記念物の指定の解除  
について  
日程第2 報告事項(1) あきる野市就学援助費支給要綱の一部改  
正について  
日程第3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員 教 育 長 私 市 豊  
教育長職務代理者 田野倉 美 保  
委 員 丹 治 充
- 7 欠席委員 委 員 小 西 フミ子  
委 員 坂 谷 充 孝
- 8 事務局出席者 教 育 部 長 佐 藤 幸 広  
指 導 担 当 部 長 鈴 木 裕 行  
生涯学習担当部長 松 島 満  
教育総務課長 宮 田 健一郎  
教育施設担当課長 岩 崎 徹  
学校給食課長 宮 崎 勝 央  
指 導 担 当 課 長 間 嶋 健  
生涯学習推進課長 吉 岡 賢  
スポーツ推進課長 長谷川 美 樹  
図 書 館 長 紺 藤 修 子  
指 導 主 事 雑 賀 亜 希  
指 導 主 事 大 道 雅 士

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、午前中の草花小への学校訪問に引き続いての定例の教育委員会になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

この窓から見える景色も、だんだん秋の色が深くなってまいりました。私も昨日、しろやまテラスに行った帰りに、広徳寺のイチョウを遠くから見ましたけども、間もなく見事な紅葉になるとお願ひしております。これから寒くなりますので、体調管理はしていただければと思います。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 11 月定例会を開催いたします。

本日は、小西委員と坂谷委員が都合によりに欠席していますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数には達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

それでは、会議に入ります。

日程第 1 議案第 32 号あきる野市指定天然記念物の指定の解除についてを上程します。提出者は説明をお願いいたします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（松島 満君）

それでは、議案第 32 号あきる野市指定天然記念物の指定の解除についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。教育委員会 10 月定例会においてご承認をいただきまして、平成 30 年 10 月 25 日付で文化財保護審議会に諮問いたしましたあきる野市指定天然記念物、神田家のサイカチの指定の解除につきましては、平成 30 年 11 月 14 日付で、倒壊し、天然記念物としての価値を失ったとの答申がありました。このため、あきる野市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定により、指定の解除をしたいので教育委員会の承認を求めらるるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などはありますでしょうか。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

このあきる野市指定天然記念物でありました神田家のサイカチの木が倒壊により、滅失

してしまい非常に残念ですけれども、あきる野市には神田家のサイカチにかわる、天然記念物に申請できるような候補の樹木などはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

それでは、お答えさせていただきます。

前回ご報告させていただいたと思いますけれども、現在市の中には天然記念物に指定されている物件としては都の指定を受けている物件が8件ございます。市の指定については16件、今回1件が滅失になりますので15件でございます。それ以外につきましては今のところ、文化財保護審議会にかけるとは、こちらには届いていない状況でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

どうでしょう、丹治委員。

委員（丹治 充君）

サイカチは、ほかにもあるのですか。非常に少ないと伺ったのですが。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（松島 満君）

サイカチにつきましては、養蚕の消毒に使われたという事例もありまして、この地域にも植えられたようです。太くはないようですけれども、他にもあるとは聞いております。

委員（丹治 充君）

そうですか。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにもございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第32号あきる野市指定天然記念物の指定の解除については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

議案第32号あきる野市指定天然記念物の指定の解除については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 報告事項1、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について

て、報告者は説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

教育委員さんにおかれましては、本日資料としてお配りいたしました新旧対照表等をご覧になりながらご確認をいただければと思います。

初めに、改正の趣旨でございます。就学援助費の支給要綱の一つであります新入学児童生徒学用品費につきましては、入学準備に係る保護者負担の軽減が図られるよう、入学する前の年度に支給ができることとなっております。現要綱では、入学の前年度に新入学児童生徒学用品費を申請した場合と入学する年度に就学援助費を申請した場合の新入学児童生徒学用品費の認定審査では、ともに入学する年度の前々年の税情報を用いて認定審査を行っています。具体的に今年度の例でご説明いたしますと、平成30年度の新1年生を例にしております。4月の申請と入学する前、2月1日の基準日以前に申請した場合とでは、申請した年度が異なりますが、ともに平成28年の税情報を使用しております。なお、4月以降に申請をした案件につきましては、新入学児童生徒学用品費以外の支給項目の認定審査については、前年29年の税情報を使用しているというのが現状でございます。就学援助につきましては、申請時点において経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助となります。このことから、入学の前年度及び入学の年度、それぞれの申請につきまして直近の税情報を用いて認定審査を行うため、支給対象者の要件に関する規定を改めるなど、表記、要綱の一部を改正するものでございます。

続きまして、改正内容についてご説明をさせていただきます。報告事項、記書きの下の部分からご覧をいただければと思います。

まず、1行目、第2条中のところからとなります。新入学児童生徒学用品費の入学前支給において、対象となる全ての保護者に申請する機会を設けるため、第2条中「の2月1日（以下「基準日」という）」及び「基準日までに」を削るものでございます。

続いて、1行目末から2行目冒頭の部分でございます。第2条中第2号につきましては、生活保護の停止または廃止の決定を受けている者を支給対象者として定めるものでございます。この停止または廃止処分後に世帯構成の変更等により経済状況が好転するケースもございます。そういったことから、本号対象者につきましては直近の税情報を用いて認定審査を行うこととするため、本号を削除するものでございます。

続いて、2行目から8行目、第3条中と書いてある行までの部分となります。改正前の第10号を削りまして、改正後に第9号として収入要件の算定に関する規定を加えるものです。このことにより、第2条につきましては現行の要綱では第2条第11号までございましたが、第2号を削除しまして、第3号から第9号までを1号繰り上げ、その後に第9号を加え第11号を第10号とするものでございます。

続いて、9行目から12行目、第6条関係のご説明でございます。6条第1項につきましては、第2条で削除いたしました第10号を受けて、第2号、第3号と規定がございましたが、それを削除するものでございます。また、第1号につきましては、これを削除し、

その内容をただし書きとして改めるものでございます。

第6条第3項につきましては、他地区で支給を受けることができる項目や既に支給を受けている項目については支給しないものとするという規定でございます。ここに新入学児童生徒学用品費を除くと新たに加えるものです。この加入につきましては、次でご説明をさせていただきます。

13行目のところ、別表の改正とあります。現要綱では新入学児童生徒学用品費を入学前年度、入学年度のどちらで申請しても認定となった際の支給額に違いがないように、支給額を入学する年度の前年度の国が定める基準額としておりますが、国の基準額につきましては額の変更の有無にかかわらず毎年提示されることから、支給額につきましては当該年度の基準額とするため、毎年度国の定める基準額と改正するものでございます。

また、この改定に伴い、支給額の根拠となります国の基準額の改正によりまして、入学年度の支給額が増額となった場合は、既に支給基準額が上がる前の支給単価で入学前に事前支給を受けており、入学年度の就学援助費についても認定となった場合に限り、その差額を支給することができるように、ただし書きを新たに加えるものでございます。入学の年度で支給単価が増加した場合、入学前に前年度の単価で支給を受けた世帯で入学後も認定となる場合は、入学後の支給額に合わせるため増額分の差額を支給するものでございます。これは保護者支援のための事前支給、この制度を補完するための部分でございます。

続いて、中段、様式第1号(表)中及び裏面の様式第2号(表)中の改正でございます。中段の様式第1号表中につきましては、就学援助費支給申請書の就学援助を希望する理由欄の改正となります。2の生活保護停止または廃止を削除し、繰り上げるものでございます。裏面でございます様式第2号表中につきましては、就学援助費の新入学児童生徒学用品費入学前支給の申請書の就学援助を希望する理由欄の改正となります。子細につきましては、1の生活保護の受給、2の生活保護の停止または廃止を削除し、繰り上げるものでございます。

最後に、本要綱につきましては平成31年4月1日の施行となっております。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等がありましたら、お願いをいたします。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

この就学援助費支給要綱の中の様式1の中で、1から6までの理由に該当しない方がこの7項ですね。1から6の理由に該当しないが、援助を必要とする状態にあるものと、この場合はどのような状態が想定されるのでしょうか。

それから、もう一つは現在までにこの様式1の7もしくは様式2号の8を適用した事例などがありましたら教えていただきたいと思います。

教育長(私市 豊君)

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

今ご質問いただきました様式1の7、様式2については新たな6の部分かと思いますが、それぞれ上記の理由に該当しない場合とは、世帯の収入で審査をする場合の案件でございます。それ以外のものにつきましては、それぞれ証書等で現状の確認ができるものでございます。証書等で確認できないもの、免除、猶予、また扶養手当を受給されていない方につきましては、世帯の総収入で審査をしますので、この理由に該当しない方のほうが多くいらっしゃいます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員、何かございますか、よろしいですか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

新入学児童生徒学用品を前もって事前に申請する場合のお話ですが、中学1年生と小学校1年生に上がる家庭が対象だと思いますが、大体幾らぐらいの金額になるのか教えていただけますか。あとは、どのぐらいのパーセンテージの方が申請をしていられるのかも、あわせておわかりになりましたらお願いします。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

支出額になります。小学校に入学するお子さんに対する新入学準備金の額につきましては4万600円、中学1年生となる児童の世帯に支払いする額が4万7,400円という額になります。

また、先程のパーセンテージは新入学準備金の支払いをしている方のパーセントという捉え方でよろしいでしょうか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。新入学準備費と就学援助ではパーセントは違いがあるのですか。就学援助費を申請されている方の人数と新入学準備学用品の準備金を申請される方は、違うということがあるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それは同じ1学年の中でという捉え方でよろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育総務課長（宮田健一郎君）

わかりました。パーセントまで出してはいないのですが、前年度実績の部分でございます。小学校1年生に上がる方の入学前支給を申請された世帯の数が61世帯、就学援助として申し込まれている世帯は27世帯でございます。実際のところ認定となっている場合、なった方の世帯につきましては、小学校につきましては小学校の入学前につきましては46人、61人中46人の世帯が認定となっています。入学後につきましては、27の申請のうち20人という実績になっております。

中学校につきましては、実は小学校6年生で既に就学援助が認定している方の支給項目として組み込んであるものでございます。なので、入学準備金という形だけの申請をお受けはしていないのですが、小学校6年生で認定となっている方が79人ございます。ただし、中学校1年生になってから、今まで認定となっていない方で申請をしていくというケースはございました。そういったケースが19件ございまして、中学1年生になってからの19件で、うち認定となった世帯は6件ございます。パーセントは出ていないのですが、数字的にはそのような実績でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

では、結局申請をしても認められる、認められないというのは結構差があるんですね。

申請をした方がほぼ認められているということではなく、やはり基準を満たしていなくても申請をされている方が結構いらっしゃるということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

証書等ではなくて世帯の総収入で申請される方については、申請をしないと実際認定となるか認定とならないか、わからないということがございます。うちはどうでしょうかというお問い合わせがありますけれども、お悩みになるなら、まずはお申し込みくださいと、お申し込みをお願いしております。そのため、一定の所得がある方も中にはいらっしゃいましたので、そういった方については非認定という判定をさせていただいたという認識でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告になります。



私から2件報告をさせていただきます。

まず、9日に行われました都市教育長会でございます。今回この都市教育長会で東京都の教育庁特別支援教育担当部長から、「特別支援教室の適正な運用の徹底について」という報告がございました。なぜそのような説明が教育長の集まりの中で説明されたかでございますが、特別支援教室への入級判定のガイドラインがあるのですけども、そのガイドラインに沿っていない団体があるという東京都の見方でございます。現在国の基準が13人の児童生徒に対して1人の教員配置となっております。東京都では、10人に1人、10対1という基準を作り現在運用をしております。非常に教員数が逼迫している状況で、どのように確保をしていったらいいかを東京都でも非常に苦勞しております。

ちなみに、来年度4月採用の教員応募は1.8倍でございます。教員になろうという方が非常に少なくなっている中で、東京都が心配しているのが教員の質の問題でございます。やはり応募者が少なくなれば、教員の質も低下するだろうと、これは先に行けば行くほど児童生徒に対する、いわゆる指導力の低下などを招きます。そういう点からガイドラインに沿った形での運用をぜひともお願いしたいという説明でございました。

昨年の例でございますが、毎年6月に各教育委員会に調査をしております。その時点でのいわゆる通級、特別支援教室への入級者数の数字を想定しているのですけども、6月時点での調査と翌年4月の新年度がスタートしたときの児童生徒の人数が、東京都全体で900人増えています。900人増えているということは、90人の教員が新たに必要になったということが今年の4月に起こりました。ですから、来年の4月にこの30年度のようなことが起こると、教員が足りなくなりますよという、本当に深刻な話でございました。教育長会の中でも6月の時点の調査で来年4月の児童数がわかるのかという質問もかなり出ました。東京都の実情も理解はできます。ですから、一方的にそんなこと言われて困るということではなくて、お互いに教育長会としても実情は理解できているので、お互いにガイドラインをしっかり守って、教員の配置が的確にできるように努力しようという話に大体追いついたところでございます。

非常に悩ましい話ですけども、教員の数を確保するのが本当に難しいというのが、全国的な課題でございますけども、ひしひしと伝わってくる状況でございましたので、できれば我々も教員になる人、志望する人を何とか増やしていければといったところもやる必要があるのではないかなと思った次第でございます。

もう一点、18日の第42回全国の育樹祭が、武蔵野の森総合スポーツプラザで行われました。これにあきる野市から森の子コレンジャーの4人の児童が参加をしました。どういう参加かといいますと、皇太子殿下、妃殿下の会場への入場の際の先導役、これに2人、それと緑の苗木というものを贈呈するのですけども、そのときの介添人が2人で、森の子コレンジャーが4人参加をいたしました。全国の育樹祭で、森の子コレンジャーのような形でこの会場に参加した生徒は10人前後だったと思います。そのうちの4人です。当然皇太子殿下、妃殿下のすぐ後ろを歩きました。

終わって皇太子殿下と妃殿下が会場を去るときに、内容についてはまだ私も伺っていないのですけども、その手伝った10人の子供たちに皇太子様と妃殿下が1人ずつに三、四分ずつ話をしてくれました。ですから予定の時間よりも30分ぐらい延びてしまったので、

後ろで付き添っていた小池百合子都知事がはらはらしている顔が大画面によく映されました。本当にこんなに遅くなってしまったらどうするのだろうと、本当にそのくらい子供たちに話しかけてくれたのは、あの子たちにとっては非常に大きなこれからの財産になるのではないかなと思います。この育樹祭、来年皇太子様も妃殿下ももう出席できません。来年からは天皇になりますので、天皇陛下と妃殿下は植樹祭に行きます。こちらはもう今年が最後なので、本当にいい育樹祭だったなと思って帰ってまいりました。

私からは以上でございます。

何か報告がありましたら、お願いいたします。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

では、私から。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

11月は報告書にも書かせていただいたのですが、さまざまな小学校で学芸会、学習発表会、音楽会、作品展など、子供たちの頑張りを目にする機会が多くありました。その中ですごく感じたのは、数年前まで劇を中心とした学芸会あるいは図画工作の作品展を隔年で行う学校が非常に多かったように思います。ここ数年前から、ふだんの授業で行っているような内容を見に来てくれた保護者の方、地域の方の前で発表するという、学習を深める形での学習発表会あるいは音楽会に移行する学校が出てきたように感じます。これには各学校それぞれ考えがとおりなことだと思います。先ほど教師になる教員が不足がちだというお話もありましたが、教師が現在非常に苛酷な労働状態にあることで、働き過ぎと言われる教員の働き方改革の一環として、あるいは英語の授業や道徳の授業が正規の授業として入ったことで授業時間数の確保という問題もあります。

また、一方で学芸会は劇をみんなで形づくりながら、一つのを協力して頑張っていく、その過程がかけがえのない経験になると考えている学校もあります。これはどちらがいいということではないと思うのですが、学校は本当に忙しくて、ふだんの授業もありますし、色々な行事もたくさんあります。その中で今までやってきたから来年度も続けていくのではなくて、一度立ち止まってこれをやるのが子供たちにとって本当に必要なことなのか、本当にこれからの子供たちのためになっているのかというのを考えるいい機会になってきたのかなと感じました。教育委員会としてもどっちがいい、悪いではなく、各学校の置かれている状況や、校長先生や地域、保護者の方の考え方など、よく吟味しながら、見守っていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

丹治委員、お願いします。

委員（丹治 充君）

私は先般五日市資料館に伺う機会がありました。そこで目にしたのものの中に、実にすばらしい地図が作成されておりました。恐らく古文書、それから古地図あるいはさまざまな

資料をもとに作成されたのではないだろうかと思われま。大変わかりやすくて貴重な資料を作成して展示していただいています。訪れた皆さんもおそらく五日市のまちがどうやって発展していったのか、どういう状況にあったのかということがつぶさに読み取れるような内容ですので、そういった意味ですばらしい資料を展示していただいています。また、これからもさらに資料の発掘をしていただいで、市民に本当に身近な資料館となるように、これからもぜひお願いしたいと思ひます。本当にありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにはよろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

1 1月30日金曜日でございますが、東中学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願ひいたします。

1 2月1日土曜日でございますが、中学生の主張大会が午後8時から秋川キララホールで開催されます。

1 2月8日土曜日でございます。秋川流域小中学生駅伝大会が都立秋留台公園で開催されます。開会式は8時30分から秋川体育館大体育室で行われます。

また、同日8日土曜日でございますが、午後3時から平成30年度マールボロウ市との教育交流事業の報告会が秋川ふれあいセンターのふれあいホールで開催されます。

1 2月10日月曜日でございます。一の谷小学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願ひいたします。

1 2月18日火曜日でございます。五日市中学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願ひいたします。

1 2月21日金曜日でございますが、教育委員会感謝状贈呈式を午前11時から市役所5回505会議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

最後に、次回12月の定例会でございますが、12月21日金曜、午後2時から505会議室で開催いたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

今の説明、何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会11月の定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時37分